

教育関係各種計画の見直し検討

1 現行の教育関係の計画

2023(R5).2.21 総合教育会議

計画等	策定の根拠	関連通知	鶴居村の策定状況	全国の策定状況	釧路管内町村の策定状況												
教育推進基本計画	教育基本法第17条第2項 地方公共団体は前項の計画（国の計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。		策定していない	H31 文科省調査（市区町村） 未策定 297 17% 策定済 1475 83%	<table border="1"> <tr><td>釧路町</td><td>策定していない</td></tr> <tr><td>厚岸町</td><td>策定していない</td></tr> <tr><td>浜中町</td><td>策定している</td></tr> <tr><td>標茶町</td><td>策定している</td></tr> <tr><td>弟子屈町</td><td>策定している</td></tr> <tr><td>白糠町</td><td>策定している</td></tr> </table>	釧路町	策定していない	厚岸町	策定していない	浜中町	策定している	標茶町	策定している	弟子屈町	策定している	白糠町	策定している
釧路町	策定していない																
厚岸町	策定していない																
浜中町	策定している																
標茶町	策定している																
弟子屈町	策定している																
白糠町	策定している																
教育大綱	地教行法第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。	H26.7.17 文科省通知 地方公共団体において教育振興基本計画等を定めている場合は、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を定める必要はないこと。	鶴居村教育大綱第2期 2018(H30)-2022(R4)	R2 文科省調査（市区町村） 教育推進基本計画 615 36% 教育大綱 1101 64%	<table border="1"> <tr><td>釧路町</td><td>策定している</td></tr> <tr><td>厚岸町</td><td>策定している</td></tr> <tr><td>浜中町</td><td>策定している</td></tr> <tr><td>標茶町</td><td>大綱に兼ねる</td></tr> <tr><td>弟子屈町</td><td>大綱に兼ねる</td></tr> <tr><td>白糠町</td><td>策定している</td></tr> </table>	釧路町	策定している	厚岸町	策定している	浜中町	策定している	標茶町	大綱に兼ねる	弟子屈町	大綱に兼ねる	白糠町	策定している
釧路町	策定している																
厚岸町	策定している																
浜中町	策定している																
標茶町	大綱に兼ねる																
弟子屈町	大綱に兼ねる																
白糠町	策定している																
生涯学習推進計画	生涯学習振興法第5条に基づく「北海道生涯学習推進基本構想」 市町村の役割 生涯学習推進計画等の策定など生涯学習推進体制の整備・充実		1996(H8) 鶴居村生涯学習推進計画		管内他町村では策定していない												
社会教育中期計画	社会教育法第3条に規定された任務を果たすために地方公共団体が策定する行動計画		社会教育中期計画第10期 2018(H30)-2022(R4)		管内他町村すべてで策定												
子供の読書活動推進計画	子ども読書活動推進法第9条第2項 市町村は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。	R4.12.28 文科省通知 地方公共団体が教育振興基本計画等を定めており、その中の子どもの読書活動の推進に関する部分が推進計画に該当すると地方公共団体の長が判断した場合には、当該部分をもって推進計画に代えることができる。	鶴居村子どもの読書活動推進計画第2次計画 2021(R3)-2025(R7)		管内他町村は浜中町を除き策定												

2 教育関係の計画等に係る国の求め

① 第3期（2018-2022）教育振興基本計画【文科省〔教育基本法第17条第1項〕】

V 今後の教育施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1 客観的な根拠を重視した教育施策の推進

○ 教育政策のPDCAサイクルの推進

各施策を効果的かつ効率的に実施するとともに、教育施策の意義を広く国民に伝え、様々な社会の構成員の参画の促進等を図るためにも、目標の達成状況を客観的に点検し、その結果を対外的にも明らかにするとともに、その後の施策へ反映していくことで実効性のあるPDCAサイクルを確立し、十分に機能させる必要がある。

② 新経済・財政再生計画 改革工程表2021

- 地方自治体の点検・評価（地教行法第26条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価）において、定量的指標を盛り込んでいる割合（目標） 2024年度100%

3 点検・評価の改善

・今年度調製分（R3年度の事務）から、PDCAサイクルを用いた点検・評価方法に改善。

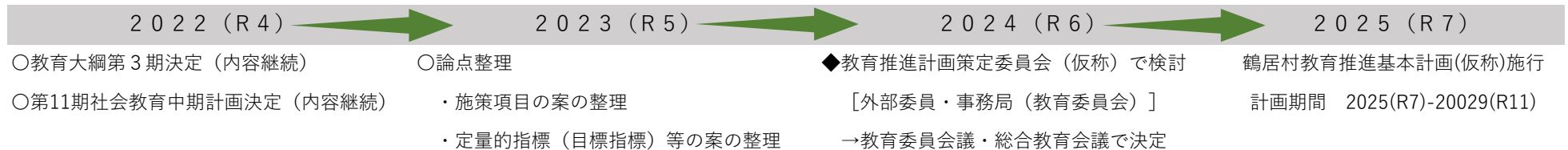
・点検・評価は教育大綱の施策ごとに実施しているが、定量的指標がなく、自己評価が客観性に乏しい状況。

→ 点検・評価に客観性を持たせるため、エビデンスに基づく定量的指標が必要。しかし、現行の教育大綱は施策の基本的方針を定めたものとなっており、定量的指標を盛り込みづらい。

4 今後の対応

教育委員会において、「鶴居村教育推進基本計画（仮称）」を新たに策定することとしたい。

- 策定の趣旨 鶴居村の教育課題の解決に向け、鶴居村が目指す教育の全体像を示す。計画期間5年。
- 策定の性格
 - ・教育基本法第17条第2項に基づく教育振興に関する計画
 - ・鶴居村における教育の特定分野別計画
- 計画の振興・管理 PDCAサイクルのマネジメントによる評価・改善を毎年度行い、効果的・効率的な施策を展開。
- 策定までのロードマップ



「鶴居村教育推進基本計画（仮称）」策定後、教育大綱は計画をもって充てることについてご検討いただきたい。